

地方公共団体における行政改革の推進のための 新たな指針【概要】

(H17.3.29 総務事務次官通知：地自法第 252 条 17 の 5)

・ 総 論

指針策定の背景

人口減少時代を控え、国地方を通じた厳しい財政状況の中で分権型社会システムへの転換が必要

行政自らが担う役割の重点化に向け、市町村合併の推進に伴う広域自治体のあり方の見直しや、NPO・企業等の多様な主体が公共サービスを提供する多元的な仕組みの整備が必要

行政改革の進捗状況に対する住民の厳しい視線を改めて認識し、更なる行政改革の推進により体制の刷新が必要

行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表

1. 行政改革大綱の見直し

- ・ 行政組織運営全般についてPDCAサイクルに基づく点検を行い、新たな行政改革大綱等の策定又は既存大綱等を見直し

2. 集中改革プランの公表

【総務大臣の要請ポイント：H17.4.11】

平成17年度から21年度までの具体的取組を、住民にわかりやすく明示した計画「集中改革プラン」を策定し、平成17年度中に公表
(対象項目 ~ : は都道府県のみ)

- ・ 特に、定員管理適正化については退職者数・採用者数の見込みを明示し、平成22年4月1日の明確な数値目標が必要
- ・ 地方公営企業についても ~ 及び ~ に関し同様の対応が必要

【対象項目】

事務・事業の再編・整理、廃止・統合
民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
定員管理の適正化
手当の総点検をはじめとする給与の適正化
(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)
市町村への権限移譲
出先機関の見直し
第三セクターの見直し
経費節減等の財政効果
その他

説明責任の確保

P D C A サイクルの各過程において住民等の意見を反映するような仕組みの整備

見直し・策定の過程についてはHPや広報等を通じて、速やかにわかりやすく公表

特に、成果については他団体と比較可能な指標に基づき住民等にわかりやすい形で公表

各 論

地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

1. 民間委託等の推進

給与・旅費計算等人事管理事務を含め事務・事業全般にわたる総点検と民間委託等の実施時期等を示した具体的かつ総合的な指針・計画の策定（共通事務の集約化、委託期間の複数年度化等による委託の可能性検証）委託対象事業、選定基準、契約条項等の透明性や個人情報の保護等に留意事務・事業や施設区分ごとに委託先、委託理由等実施状況を公表

2. 指定管理者制度の活用

直営管理を含めすべての「公の施設」の管理のあり方について検証を行い結果を公表（管理委託中の施設については移行期限までに検証）住民等への説明責任を果たすために、あり方検証に際しては施設ごとにその必要性や管理主体の考え方等について理由を明らかにするとともに、管理状況については、管理主体、指定管理者制度を導入しない理由等の具体的な状況を公表

3. P F I手法の適切な活用（積極的な活用）

事業リスクを明確化した上で適切なリスク分担・事業の安定性確保に留意P F I事業者への安易な出資・損失補償等は厳に慎むとともに、実施方針や監視等の結果についてすべて公表するなど事業選定の手続き・事業自体の透明性を確保

4. 地方独立行政法人制度の活用

対象事務・事業の廃止や民間譲渡の可能性を検討の上、指定管理者制度の活用等と比較し、効率的・効果的な行政サービスの提供が可能な場合に、地方独立行政法人制度の活用を検討

5. 地方公営企業の経営健全化（経営の総点検と更なる経営健全化の取組み）

供給するサービス自体の必要性と地方公営企業としての実施の必要性を検討し、公共性の確保等の意義が薄れているものは民間譲渡等を検討事業継続の場合でも民間的経営手法の導入を促進計画性・透明性の高い企業経営推進のために、中期経営計画の策定、行政評価の実施、類似団体等のデータを用いるなど住民が理解・評価しやすい形での積極的な情報開示他団体及び民間の同種の職員との均衡や経営状況を配慮した職員給与の適正化と事務・事業の見直し等による定員管理の適正化

6. 第三セクターの抜本的な見直し（更なる経営改革の取組み）
外部専門家活用等による監査体制の強化や行政評価の視点も踏まえた点検評価の充実・強化
事業内容・経営状況・公的支援等に関する議会への適宜適切な状況説明と住民に対する積極的かつわかりやすい情報公開
統廃合・民間譲渡・完全民営化を含めた既存法人の見直し、給与・役職員数・組織機構のスリム化等の見直し
経営状況が深刻な場合の抜本的な経営改善策や法的整理等の検討
7. 地方公社の経営健全化
経営改善が困難な地方公社について法的整理を含め抜本的に見直し
経営状況等を勘案した給与・役職員数の適正化
8. 地域協働の推進
活動主体との積極的な連携・協力と協働を実践するための職員の意識改革や勤務体制の整備
9. 市町村への権限移譲
財源や人的体制の措置を前提とした都道府県から市町村に対する抜本的な事務権限の移譲の検討
（合併により規模能力が拡大する団体への積極的な権限移譲）
10. 出先機関の見直し
市町村への権限移譲を前提とした、都道府県の出先機関のあり方の抜本的な検討と中長期的な見通しに基づく計画的な再編

行政ニーズへの迅速・的確な対応を可能とする組織

政策目標に基づき効果・効率的に事務・事業を処理し得る組織への見直し
（政策等のまとめりや地域などに対応した組織やフラットな組織編成）

P D C A サイクルをもとにした検証による組織編成の見直し

定員管理及び給与の適正化等

1. 定員管理の適正化

【総務大臣の要請ポイント：H17.4.11】

地方公共団体の総定員につき、過去5年間（H11～H16）の実績を上回る純減を目指すこと（削減率 4.6%）

抜本的な事務・事業の整理等による職員の適正配置、民間委託等の推進などによる職員数の抑制、市町村合併に伴う積極的・計画的な組織の合理化と一層の定員管理の適正化

大量退職を視野に入れた計画的な職員数の抑制（退職補充の検討）
将来的な職員年齢構成や分野別職員数等についての詳細分析、定員モデル等の積極活用等を行い、明確な数値目標を掲げた定員適正化計画を策定し（見直し）公表

2. 給与の適正化（給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進）

【総務大臣の要請ポイント：H17.4.11】

特殊勤務手当等の総点検をはじめとする給与の適正化

重点的に取り組む事項

- ・高年齢職員の昇給停止（国と同様に原則55歳で停止）
- ・不適正な昇給運用の是正と退職時特別昇給の廃止
- ・級別職務分類表に適合しない級への格付け等不適正な運用の廃止
- ・退職手当の最高支給率引き下げ等国に準じた見直し
- ・特殊勤務手当等の支給のあり方を総合点検・見直し
- ・技能労務職員の給与について、国や民間との均衡に留意し、適正な給与制度・運用に見直し

市町村合併を機とした給与制度・運用・水準の適正化の推進

民間給与の比較方法等を充実し、給与改定に当たり公民格差を精確に算定

人事委員会の機能強化など地方公務員の給与のあり方見直しに向けた取り組みについては、総務省の研究会報告を踏まえた対応に留意

3. 定員・給与等の状況の公表

職種ごとの状況・他団体との比較や全国的な指標の活用などわかりやすい形で公表

（H16年の地公法改正により全地方公共団体は人事行政運営等の状況を公表）

4. 福利厚生事業

住民理解が得られるよう点検・見直しを行い適正に事業実施
人事行政運営等の状況の公表の一環として実施状況等を公表

人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい総合的な人材育成のために、H16年6月の地公法改正を踏まえ人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土の改善等を実施

能力・実績を重視した公正・客観的な人事評価システムの構築

公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、議会・住民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ることが一層必要

情報公開条例や行政手続き条例の制定・パブリックコメント手続制度の積極活用と外部監査制度の有効活用・議会の政策審議の充実等による監視機能の強化

電子自治体の推進

行政手続きオンライン化・共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス・住基台帳ネットワークシステム・住基台帳カード・総合行政ネットワーク(LGWAN)などの積極的な活用

業務改革や低廉なコストで高水準の運用実現等による業務・システム全体の最適化、職員の能力開発や民間の専門的能力等の活用などによる情報システムの調達の適正化を進めることでメリハリのある職員配置

自主性・自律性の高い財政運営の確保

1. 経費の節減合理化等財政の健全化
財政状況の分析に基づく歳出全般の効率化・財源配分の重点化、財政健全化のための計画策定など自主的主体的な財政構造改善の取り組み
わかりやすい形での積極的な財政状況の公表
地方税の徴収率向上のための積極的な取り組み、受益者負担の適正化など自主財源の確保
2. 補助金等の整理合理化
団体等に対する補助金等の検証・整理合理化の推進
終期設定やPDCAサイクルに則った見直しなど計画的な廃止・縮減
3. 公共工事
地域の実情等も勘案しつつ、積極的にコスト構造を改革
入札・契約に関する情報公開など更なる適正化の取り組みを進め、住民の信頼を確保
4. 公的施設
国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設の新設・増築の禁止措置を踏まえた適切な対応

地方議会

地方分権の進展を踏まえた議会運営が求められている中で、議員定数や報酬に対する批判等に留意し、住民等への説明責任を果たす取り組み

執行機関に対する監視機能を自ら高める取り組みと住民の多様な意見を把握・集約・反映させるための取り組み

総務省における推進方針

集中改革プラン・改革の進捗状況について地方公共団体の行政運営に資するよう必要に応じ助言等を実施

毎年度フォローアップを実施し結果を広く公表

各都道府県は県内市区町村の集中改革プラン・改革の進捗状況についてフォローアップ・公表し、適切に助言等を実施